

加古川市総合教育会議運営規程

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号、以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、加古川市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定に基づき、総合教育会議を招集しようとするときは、総合教育会議で協議を行おうとする事項について、あらかじめ、教育委員会と調整したうえで、教育委員会に対して、開催の日時、場所及び協議・調整を行う事項等を書面で通知する。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、市長に対して総合教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的な事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(会議)

第3条 総合教育会議は、法第1条の4第2項の規定に基づき、市長及び教育委員会で構成する。ただし、緊急を要する場合は、市長及び教育長により開催することができる。

(会議の公開)

第4条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、総合教育会議の決定により非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第5条 市長は、議事録を作成し、次の事項を記載するものとする。ただし、第4条の規定に基づき非公開とされた議事のほか、総合教育会議が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議・調整が行われた事項とその内容
- (4) その他必要と認める事項

2 議事録には、市長及び総合教育会議で指名された者が署名する。

3 議事録の公表は、加古川市公式ホームページに掲示することにより行う。

(事務局)

第6条 総合教育会議に、事務局を置く。

2 事務局の庶務は、企画部政策企画課において行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月30日から施行する。